

# 一般社団法人 日本歯科心身医学会 定款

## 第1章 総則

(名称)

### 第1条

当法人は、一般社団法人日本歯科心身医学会と称し、英文では、**Japanese Society of Psychosomatic Dentistry** と表示する。

(主たる事務所の所在地)

### 第2条

当法人は、主たる事務所を東京都北区赤羽西六丁目31番5号株式会社学術社内に置く。

(目的)

### 第3条

当法人は、会員相互および内外の関連学会との連携協力を行うことにより、歯科医学における心身医学の正しい普及をはかり、教育ならびに研究を促進し、歯科心身医学の発展をはかり、もってわが国の学術の発展と国民の健康および福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

### 第4条

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 総会と学術大会の開催
2. 研究会・講演会などの開催
3. 学会機関誌およびその他の出版物の刊行
4. 国内外における関連団体との交流
5. そのほか、当法人の目的達成のため必要な事業

(公告の方法)

### 第5条

当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社員および会員

(社員たる資格の得喪)

### 第6条

正会員の中から、別途定める選出方法により選任された代議員をもって、当法人の社員たる資格を有するものとする。

(法人の構成員)

### 第7条

当法人に次の会員を置き、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した歯科医師、医師または保健医療関係者
- (2) 名誉会員 当法人に対して特別功労があった者で、理事会の推薦に基づき、社員総会の承認を得た個人
- (3) 賛助会員 当法人の事業を支援する個人または団体で理事会の承認を得た者

2 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定された次に掲げる社員たる代議員の権利を、代議員と同様に当法人に対して、行使することができる。

- (1) 法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法第51条第4項の権利（書面による議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (7) 法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (8) 法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (9) 法第246条第3項、第250条第3項および第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(入会)

### 第8条

会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。

2 入会は、理事会において別に定める基準により理事会でその可否を決定し、これをその者に通知する。

(会費等)

#### 第9条

会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金および会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(退会および退社)

#### 第10条

当法人を退会しようとする者は、理事会において別に定める退会届を代表理事に提出しなければならない。未納会費があるときは、それを全納しなければならない。

2 会員が次の各号の一つに該当するときは、退会した者とみなす。

- 1) 成人被後見人、又は被保佐人となったとき
- 2) 死亡・解散したとき、又は失踪宣告を受けたとき
- 3) 除名処分を受けたとき
- 4) 会費を2ヶ年以上滞納したとき

3 社員（代議員）は第1項の他、次に掲げる事由により退会（退社）する。

- 1) 本条第1項および2項により当法人の正会員たる地位を喪失した場合および喪失したとみなされた場合
- 2) この定款の定めにより社員（代議員）たる地位を喪失した場合
- 3) 総社員（総代議員）の同意
- 4) 死亡または解散
- 5) 除名

(除名)

#### 第11条

会員（社員たる代議員を含む）が次の各号の一に該当するときは、総社員（総代議員）の半数以上であって、総社員（総代議員）の4分の3以上の議決権を有する者の賛成による社員総会の議決により、当該会員（社員たる代議員を含む）を除名することができる。

- 1) この定款又は各種規則等に違反したとき
- 2) 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反するような行為をしたとき

2 前項の規定により会員（社員たる代議員を含む）を除名しようとする場合は、社員総会開催の1週間前までに通知し、社員総会において当該会員（社員たる代議員を含む）に弁明の機会を与えなければならない。

(会員の権利)

第12条 会員は、毎年開催される学術大会および各種集会で研究発表を行うことができる。

2 会員は、学会機関誌に投稿することができる。

(会員名簿)

#### 第13条

当法人は、会員の氏名または名称および住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の会員に対する通知または催告は、会員名簿に記載した住所または会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

### 第3章 社員総会

(構成)

#### 第14条

社員総会は、社員（代議員）をもって構成する。

(社員総会の権限)

#### 第15条

社員総会は、次の事項について議決する。

- (1) 入会金および会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 社員（代議員）の解任
- (4) 名誉会員資格の承認
- (5) 理事および監事の選任または解任
- (6) 事業報告および決算の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散および残余財産の処分

(9) その他、社員総会で議決するものとして法令またはこの定款で定められた事項  
(社員総会の招集)

#### 第 16 条

当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の議決により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故もしくは支障があるときは、副理事長、他の理事がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。

4 前項にかかわらず、社員総会は、社員（代議員）全員の同意があるときは、書面または電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続きを経ずに開催することができる。

(社員総会の議長)

#### 第 17 条

社員総会の議長は、出席した社員（代議員）の中から選出する。

(社員総会の定足数等)

#### 第 18 条

社員総会は社員（代議員）現在数の過半数以上の出席がなければ、開会することができない。なお、あらかじめ他の社員（代議員）を代理人として表決を委任した社員（代議員）は出席したものとみなす。

(決議の方法)

#### 第 19 条

社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該社員（代議員）の議決権の過半数をもって行う。

2 各社員（代議員）は、各 1 個の議決権を有する。

(社員総会の決議の省略)

#### 第 20 条

社員総会の決議の目的たる事項について、理事または社員（代議員）から提案があった場合において、その提案に社員（代議員）の全員が書面または電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の議決があったものとする。

(社員総会議事録)

#### 第 21 条

社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長および社員総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印または署名する。

### 第 4 章 役員

(役員を設置)

#### 第 22 条

当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15 名以上 30 名以内

(2) 監事 2 名以上 3 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

3 副理事長を 1 ないし 2 名置くことができる。

4 代表理事以外の理事のうち、若干名を業務執行理事とする。

5 当法人では、代表理事を理事長、業務執行理事を常任理事と呼ぶことができる。

(役員を選任)

#### 第 23 条

理事は、別途定められた選出方法により選出されたものの中から、社員総会にて選任する。なお、理事は社員（代議員）の中から選任するものとする。

2 監事は、社員総会において選任する。

3 理事会は代表理事を選定および解職する。

4 副理事長および業務執行理事は、理事の中から代表理事が指名し、理事会の決議により選定する。

5 監事は、当法人の理事または使用人を兼ねることができない。

(理事の職務および権限)

#### 第 24 条

理事は理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令およびこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるときは、理事会の決議によりその職務を代行する。
- 4 業務執行理事は、執行理事会を組織し、代表理事を補佐して当法人の業務を掌理する。
- 5 代表理事および業務執行理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。  
(監事の職務および権限)

#### 第 25 条

監事は、当法人の業務および財産に関し、理事および使用人に対して事業の報告を求め、次の各号に規定する職務を行う。

- 1) 当法人の業務を監査すること
- 2) 当法人の業務および財産の状況を調査すること
- 3) 当法人の業務および財産に関し不正の事実、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを理事会に報告すること
- 4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会の招集を請求すること  
(役員任期)

#### 第 26 条

理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事または監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。  
(役員解任)

#### 第 27 条

役員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。

- 1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- 2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき

(報酬等)

#### 第 28 条

役員は無報酬とする。但し、会務のために要した費用は、支弁することができる。

### 第 5 章 理事会

(理事会の設置および構成)

#### 第 29 条

当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

#### 第 30 条

理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事および業務執行理事の選定および解職

(招集)

#### 第 31 条

理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 第 25 条第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったときは、監事が理事会を招集する。

(議長)

#### 第 32 条

理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(議決の方法)

#### 第 33 条

理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の議決の省略)

#### 第 34 条

理事が理事会の議決の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

(理事会議事録)

#### 第 35 条

理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事（代表理事に事故もしくは支障があるときは出席理事全員）および監事は、前項の議事録に記名押印または署名する。

### 第 6 章 代議員

(代議員)

#### 第 36 条

当法人には正会員の中から選任された 50 名以上 80 名以内の代議員を置く。

2 代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(代議員の選任)

#### 第 37 条

代議員は、正会員の中から別に定める選出方法により選出し、社員総会の承認を得るものとする。

2 前項に関することは理事会において別に定める。

(代議員の任期)

#### 第 38 条

代議員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠によって選任された代議員の任期は、退任した代議員の任期の満了すべき時までとする。

(代議員の職務)

#### 第 39 条

代議員は、正会員を代表して社員総会に出席し、審議事項を議決する。

### 第 7 章 学術大会

(学術大会)

#### 第 40 条

当法人は、学術大会を毎年 1 回、大会長が主宰して開催する。

(大会長の選任)

#### 第 41 条

大会長は、社員総会において代議員の中から選出する。

(大会長の職務)

#### 第 42 条

大会長は学術大会を主宰するとともに、前年度より理事会に出席し、会務の運営連絡に努める。ただし、議決権はないものとする。

(大会長の任期)

#### 第 43 条

大会長の任期は 1 年とする。

### 第 8 章 委員会

(設置等)

#### 第 44 条

当法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て各種委員会を設けることができる。

2 委員会の委員長および委員は、代表理事が委嘱する。

### 第 9 章 事務局

(設置等)

#### 第 45 条

当法人の事務を処理するために、主たる事務所に事務局を設置し、必要な職員を置くことができる。

2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議決により別に定める。

## 第 10 章 解散

(解散の事由)

### 第 46 条

当法人は、社員総会の議決その他法令で定められた事由により解散する。

## 第 11 章 計算

(事業年度)

### 第 47 条

当法人の事業年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの年 1 期とする。

(剰余金)

### 第 48 条

当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 12 章 附則

(最初の事業年度)

### 第 49 条

当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から平成 28 年 4 月 30 日までとする。

(定款に定めのない事項)

### 第 50 条

本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

(施行細則)

### 第 51 条

本定款の施行についての必要な事項は、代表理事が理事会の議を経て別に定める。

(附則)

1 当法人の設立時社員の氏名および住所は次のとおりである。

小池一喜 埼玉県和光市本町 31 番 9-501 号 CI ハイツ

山根源之 千葉県市川市市川三丁目 11 番 17 号

岡田智雄 東京都千代田区九段北二丁目 3 番 2 号 メゾン九段 402 号

牛山 崇 東京都板橋区東山町 41 番 12 号

見崎 徹 東京都港区白金六丁目 16 番 25-1603 号

2 当法人の設立時代表社員、設立時理事、設立時監事は次のとおりである。

設立時代表理事 小池一喜

設立時理事 小池一喜 岡田智雄 牛山 崇 見崎 徹 安彦善裕 石川隆義 伊藤幹子 金光芳郎

北川善政 玄 景華 楠川仁悟 香西克之 古賀千尋 齊藤正人 貞森紳丞 神野成治

高向和宜 玉置勝司 豊福 明 藤澤政紀 本間和代 又賀 泉 三浦廣行 依田哲也

設立時監事 田邊晴康 扇内秀樹

3 当法人の設立により、従来の日本歯科心身医学会に属した一切の財産および権利義務は、この法人が継承する。

4 従来の日本歯科心身医学会の正会員、賛助会員、名誉会員であって、第 7 条に規定する正会員、名誉会員、賛助会員の資格を有する者は、第 8 条の規定にかかわらず、設立の日からそれぞれ当該会員とする。